

## 暴風雨や大地震発生時等における学校の対応

### 1 香芝市に気象警報が発表された場合等

#### (1) 登校時刻前に発表された場合

##### ア 7時00分に気象警報が発表されている場合

- ・ 児童生徒の登校は見合わせ、自宅で待機させる。

##### イ 8時00分までに気象警報が解除された場合（小学校のみ） ★

- ・ 12時00分をめどに児童を登校させて給食を実施し、その後、1～2時間程度の授業を実施する。

- ・ 登校の際、教職員は通学路を始めとする学校周辺の安全確認を行う。

##### ウ 11時00分までに気象警報が解除された場合

- ・ 給食は中止とし、13時00分をめどに児童生徒を登校させ、1～2時間程度の授業を実施する。

- ・ 登校の際、教職員は通学路を始めとする学校周辺の安全確認を行う。

##### エ 11時00分に気象警報が継続して発表されている場合

- ・ 終日臨時休業とする。

#### (2) 登校時間中に発表された場合 ★

- ・ 児童生徒を一旦登校させた後、各学級等において児童生徒の安否確認を行う。その後は、後記(3)「在校中に発表された場合」のとおりとする。ただし、自宅周辺の状況に応じて、保護者の判断により児童生徒を登校させないことができるものとする。この場合において、学校は、保護者に対し、その旨を速やかに学校に連絡するよう依頼する。
- ・ 登校の際、教職員は通学路を始めとする学校周辺の安全確認を行う。

#### (3) 在校中に発表された場合 ★

##### ア 下校時刻までに天候の回復が見込まれない場合

###### （ア）局地的な豪雨等によって危険な状況でない場合

- ・ 局地的な豪雨等によって危険な状況でない場合は、授業を中止するなどして臨時休業とし、危険な状況が到来するまでに早急に児童生徒を下校させる。
- ・ 下校の際、教職員は通学路を始めとする学校周辺の安全確認を行い、児童生徒に帶同するなどの安全対策のために必要な措置を講じる。
- ・ 気象警報が翌日も継続して発表されることが予想される場合は、児童生徒に翌日及び翌々日に関する連絡事項を伝えて下校させるとともに、保護者にもメール等により通知する。

(イ) 局地的な豪雨等によって危険な状況である場合等

- ・ 局地的な豪雨等によって危険な状況である場合又は特別警報が発表された場合は、授業を中止するなどして臨時休業とするが、原則として学校の安全な場所で待機させる（土砂災害に警戒すべき場合は、関屋小学校の体育館等は使用しない。）。特別警報が発表された場合は、即時に授業を中止し、直ちに命を守る行動を取らせる。
- ・ 危険な状況が更に続く場合は、児童生徒を安全に保護者へ直接引き渡す。

イ 下校時刻までに天候の回復が見込まれる場合及び気象警報が解除された場合

- ・ 通常どおり授業を実施し、予定の下校時刻に児童生徒を下校させる。
- ・ 下校の際、教職員は、必要に応じて、通学路を始めとする学校周辺の安全確認を行い、児童生徒に帯同するなどの安全対策のために必要な措置を講じる。

(4) その他の場合

ア 香芝市に大雨注意報又は洪水注意報が発表されていて、気象警報への切替えが予想される場合 ★

- ・ 教育委員会事務局教育部長（以下単に「教育部長」という。）からの通達に基づいて、指定の措置時刻（時間帯）において授業を中止するなどして臨時休業とし、児童生徒を下校させる。
- ・ 下校の際、教職員は通学路を始めとする学校周辺の安全確認を行い、児童生徒に帯同するなどの安全対策のために必要な措置を講じる。

イ 前日の段階で気象警報の発表又はその状況と同等の気象状況が確実に予想される場合 ★

- ・ 教育部長からの通達に基づいて、指定の対象日及び措置時刻（時間帯）において臨時休業とする。ただし、終日臨時休業とせずに、始業時刻を遅らせて授業を実施する等の措置を講じる場合がある。

(5) 留意事項

ア 前記★印部分については、教育部長から別紙1の「気象による学校教育法施行規則第63条に基づく臨時休業等に関する通達」を発出する。

イ 前記(1)から(4)までの内容は原則的なものであって、これと異なる対応を求める通達を発出することもあるので留意する。

ウ 学校は、前記一連の対応が完了したときは、速やかに学校教育課に報告する。

## 2 香芝市に震度5弱以上の地震が発生した場合

### (1) 登校時刻前に発生した場合

#### ア 前日17時00分から当日7時30分までに発生した場合

- ・ 終日臨時休業とする。

#### イ 登校開始時刻頃に発生した場合

- ・ 自宅を出発していない児童生徒の登校は見合わせる。
- ・ 終日臨時休業とするが、既に自宅を出発した児童生徒については、後記(2)「登校時間中に発生した場合」のとおりとする。

### (2) 登校時間中に発生した場合

- ・ 終日臨時休業とするが、児童生徒を一旦登校させた後、各学級等において児童生徒の安否確認を行う。その後は、後記(3)「在校中に発生した場合」のとおりとする。ただし、自宅周辺の状況に応じて、保護者の判断により児童生徒を登校させないことができ、また、学校よりも自宅の方が近い場合や自宅に戻った方が安全な場合は、部団ごとに自宅に戻ることができるものとする。この場合において、学校は、保護者に対し、その旨を速やかに学校に連絡するよう依頼する。
- ・ 登校の際、教職員は通学路を始めとする学校周辺の安全確認を行う。余震への注意を促し、特に落石や崖崩れが発生しそうな場所、古い建物やブロック塀、神社仏閣などの倒壊のおそれのある灯籠や石碑等などに近づかないようにし、建物等からの落下物にも注意するよう児童生徒に指導する。

### (3) 在校中に発生した場合

- ・ 授業を中止するなどして臨時休業とするが、原則として学校の安全な場所で待機させる（土砂災害に警戒すべき場合は、関屋小学校の体育館等は使用しない。）。
- ・ 児童生徒は、教育部長から各学校長への指示を待ってから下校させる。なお、教育部長が各学校長に児童生徒の下校の指示をしようとするときは、あらかじめ危機管理監と協議する。
- ・ 下校の際、教職員は通学路を始めとする学校周辺の安全確認を行い、児童生徒に帯同するなどの安全対策のために必要な措置を講じる。
- ・ 危険な状況が更に続く場合は、児童生徒を安全に保護者へ直接引き渡す。

### (4) 下校時間中に発生した場合

- ・ 教職員は通学路を始めとする学校周辺の安全確認を行い、児童生徒に帯同するなどの安全対策のために必要な措置を講じる。余震への注意を促し、特に落石や崖崩れが発生しそうな場所、古い建物やブロック塀、神社仏閣

などの倒壊のおそれのある灯籠や石碑等などに近づかないようにし、建物等からの落下物にも注意するよう児童生徒に指導する。

- ・ 児童生徒が学校に戻ってきた場合は、児童生徒を下校させず、その旨を個別に保護者に連絡し、児童生徒を安全に保護者へ直接引き渡す。ただし、学校に戻ってきた児童生徒が多数に上る場合（おおむね50人以上の場合は、当該学校については、前記(3)「在校中に発生した場合」の例により下校させることとし、個別に保護者に連絡することを省略することができるものとする。）

#### (5) 留意事項

- ア 発生した地震が震度4以下の場合は、通常どおり授業を実施し、予定の下校時刻に児童生徒を下校させる。
- イ 前記(1)から(4)までの内容は原則的なものであって、これと異なる対応を求める通達を発出することもあるので留意する。
- ウ 学校は、前記一連の対応が完了したときは、速やかに学校教育課に報告する。

### 3 学校施設等被害状況の報告

学校は、学校の施設及び設備の被害状況について、隨時、教育総務課にその概況を報告するとともに、2日以内に報告書を提出する。

### 4 その他

別紙2（香芝市に気象警報が発表された場合等の対応）及び別紙3（香芝市に震度5弱以上の地震が発生した場合の対応）により、それぞれの場合の対応を確認するとともに、迅速かつ的確に保護者に通知することができるよう送信することとなるメールの文面をあらかじめ作成する等の準備をしておく。